

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和6年8月1日（令和6年（行情）諮詢第866号及び同第867号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（行情）諮詢第718号及び同第719号）

事件名：「航空安全情報」の一部開示決定に関する件
「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」を併せて「本件対象文書1」といい、「文書3」及び「文書4」を併せて「本件対象文書2」とい、 「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」を併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月3日付け防官文第5639号、同年7月27日付け同第12192号、同月2日付け同第10828号及び同年10月25日付け同第16708号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」とい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1に係るもの。諮詢第866号）

ア ないしカ （略）

キ ⑦について

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）審査請求書2（原処分2に係るもの。諮詢第866号）

ア ないしカ （略）

キ 上記（1）キと同旨。

（3）審査請求書3（原処分3に係るもの。諮詢第867号）

アないしカ (略)

キ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(4) 審査請求書4（原処分4に係るもの。諮問第867号）

アないしエ (略)

オ 上記(3)キと同旨。

第3 諒問序の説明の要旨

1 原処分1及び原処分2について（諮問第866号）

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2018年1～2月号。」（以下「本件請求文書1」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の1に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書1）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年4月3日付け防官文第5639号により、本件対象文書1のうち、文書1の1枚目及び2枚目並びに文書2の1枚目及び2枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分1）を行った後、同年7月27日付け同第12192号により、文書1（1枚目及び2枚目を除く。）及び文書2（1枚目及び2枚目を除く。）について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分2に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1及び原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年2か月及び約5年10か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分1及び原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書1のうち、法5条1号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしオ (略)

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分2を維持することが妥当である。

2 原処分3及び原処分4について（諮問第867号）

(1) 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2018年3～4月号。」（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文書1と併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書3及び文書4（本件対象文書2）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成30年7月2日付け防官文第10828号により、本件対象文書2のうち、文書3の1枚目及び2枚目並びに文書4の1枚目及び2枚目について、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った後、同年10月25日付け同第16708号により、文書3（1枚目及び2枚目を除く。）及び文書4（1枚目及び2枚目を除く。）について、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3及び原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年及び約5年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法5条該当性について

原処分3及び原処分4において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書2のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

アないしオ （略）

カ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3及び原処分4においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記（2）のとおり、本件対象文書2の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

キ 上記1（3）カと同旨（ただし、「原処分1及び原処分2」は「原処分3及び原処分4」と読み替える。）。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和6年8月1日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第86

6号及び同第867号)

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年9月9日 審議（同上）
- ④ 令和7年12月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、併合、
本件対象文書の見分及び審議（同上）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

別表の番号1ないし番号5、番号7及び番号11に掲げる不開示部分は、自衛隊員の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。

上記の諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号6、番号8及び番号9に掲げる不開示部分には、自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度並びに運用能力が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあ

あると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号10に掲げる不開示部分には、他国に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、審査請求から諮問までに約6年2か月、約6年、約5年10か月及び約5年8か月が経過しており、諮問序の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

本件対象文書

1 本件対象文書1（令和6年（行情）諮問第866号）

文書1 航空安全情報 2018年1月号 No.536

文書2 航空安全情報 2018年2月号 No.537

2 本件対象文書2（令和6年（行情）諮問第867号）

文書3 航空安全情報 2018年3月号 No.538

文書4 航空安全情報 2018年4月号 No.539

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	文書 1	23頁、24頁、29頁、43頁、44頁、46頁ないし49頁、59頁及び裏表紙のそれぞれの写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3	文書 2	8頁、22頁、36頁、39頁、42頁ないし44頁、54頁及び55頁のそれぞれの写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4	文書 3	1枚目及び2枚目のそれぞれ写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
5	文書 4	1枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
6	文書 3	18頁、19頁、22頁、27頁、32頁及び37頁のそれぞれ一部	自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
7	文書 3	23頁、33頁、34頁、	個人に関する情報であり、特

		43頁、44頁、52頁及び57頁のそれぞれ一部	定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
8	文書4	14頁、16頁、18頁、20頁、21頁、28頁、30頁、32頁、33頁及び39頁のそれぞれ一部	自衛隊の行動、運用及び教育・訓練に係る情報であつて、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領、能力及び練度が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当し、不開示とした。
9	文書4	17頁の12行目及び13行目16文字目まで	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10	文書4	17頁の13行目17文字目ないし14行目17文字目	他国に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
11	文書4	22頁、31頁、43頁ないし45頁、50頁及び51頁のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。